

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成26年 第 5 号
受付日	平成26年 5月 8日
送付日	平成26年 5月 9日
答弁受理日	平成26年 5月26日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	市立四日市病院

【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問

市立四日市病院が民・民契約の一部を公務で「受託」する「委託」契約の適法性を問う～その2～

2014年5月8日
市議会議員 加藤 清助

4月1日付けの文書質問に対する4月18日付け「答弁書」をうけて、以下質問いたします。

趣旨

先の文書質問で、入院患者と民間事業者との民・民契約に市立四日市病院が介在して当該事業者と「委託契約」を結んだことに関して契約上の疑念を抱き検証し、その適法性を問うたところです。

答弁書をうけて、いくつか再質問、再検証すべき点があるとの認識及び関連する「平成26年度入院セット提供業務契約書」から、「文書質問～その2～」として問うものです。

1. 平成25年度「委託契約」に基く、市立病院職員が民間事業者のCSサービス提供業務の一端どころか、平成26年度契約では平成25年仕様書ある業務に加え、
 - ・契約者である入院患者への提供サービスの説明
 - ・CSサービス申込受付
 - ・商品の配布、交換、補充
 - ・利用変更または契約終了の申し出受付など記している。

市立四日市病院の入院案内では入院生活上の必要用品は入院患者自らが用意するものとされている。

したがって、入院患者がCSサービスの提供を受ける契約は民間事業者との民・民契約により成り立つ行為である。

その契約行為、商品提供に責任を持つのは言うまでもなく民間事業者です。

そこで、私は質問1として当該契約商品の提供にかかわる申込受付、配布、交換、補充、契約終了等の「業務」が市立四日市病院の「本来業務」ですか？と問うたところ、答弁において「入院患者側で用意していただくものですが緊急入院や身寄りのない患者側だけで日用品・寝巻などの準備ができない場合には、患者の療養上、当院としても一定の支援が必要となってまいります」

と答えています。

つまり、質問「本来業務ですか？」に対する答弁が「一定の支援が必要となってまいります」では明確な答弁ではありません。

よって、再度問うものです。

また、「一定の支援の必要」とする対象者を緊急入院や身寄りのない患者の場合の事例を持ち出されています。

しかし、CS サービスの民民契約のあるなしにかかわらず、「一定支援する」行為は入院患者に対する普遍的な支援業務であると考えますが見解を求めます。

2. 質問4において平成25年度の委託契約は「委託と受託がさかさまの契約書ではないのか」と問うたところ

「民間事業者と当院の役割分担については、契約上明記しているものの委託及び受託関係が複合していることから、文言上不明確な点があるため今般見直しを行った」との答弁でありました。

と言うことは質問の指摘の通り「委託と受託」がさかさまの契約書だったから、今般見直しを行ったということですか？

3. 質問5で民間業者の仕事を公が受託できる法的根拠を問うたところ、「地方自治法及び地方公務員法において禁止規定がなく私法上の契約も可能と考えられます」との答弁でした。

この事項に関しては、当局において市の顧問弁護士及び全国市長会の顧問弁護士に相談し、見解を求めての答弁と理解しています。

顧問弁護士に問うのも一つの手法でしょうが、判例があってもなくても弁護士の見解は一つではないと思います。

地方自治体行政全般を所管する総務省へ法令上の問い合わせ、見解を求めることはされたのでしょうか？

- 4 . 民間事業者が入院患者との契約商品を病棟に配達ストックする場所を設けている件について、行政財産の目的外使用に関し「平成25年度委託契約においては委託手数料に「保管料」を含めていたとの説明だが、平成26年度当該契約では、これを改め、別途、行政財産の使用許可書を発行し、その使用料を月額32392円と算出し事業者に請求しています。
- 平成25年度は委託手数料に「保管料」として計算したが平成26年度の変更はなぜ行われたのか？
- また、平成25年度契約の手数料計算内訳で「保管料相当分」の積算において保管面積が11㎡でしたが、平成26年度契約における行政財産使用料算出時には保管面積が37.87㎡となっていますが、平成26年4月から保管場所面積が3倍に拡大されたのですか？
- 5 . 手数料積算の内訳根拠に、「人件費相当分」として人件費分×時間で積算されています。この人件費の根拠は嘱託看護助手の賃金を基にしています。
- 当該サービス提供業務に従事しているのは嘱託看護助手のみですか？
- 6 . 質問13で当該サービス提供に病院職員が従事することで、本来業務への影響、負担についての問いに、「従前の古着等調達業務の軽減や業務全般の見直し、効率化のとりくみで負担が大きく増えたものとは考えておりません」との答弁だが、その「業務軽減と業務全般の見直し、効率化」とは何を見直し、効率化したのですか？
- 7 . 公が民間の仕事を受託する「委託契約」が過去・現在存在したか、しているかについて調達契約課に尋ねたところ、民間の業務を市が受託契約するような事例はないとのことでした。
- おそらく、過去存在しえない「委託契約」だと思いますが、あれば事例を示してください。
- 質問2に対する答弁で「包括的な意味で当院がワタキューセイモア株式会社に業務を委託したものです」とのことですが、正確に言えば「業務を受託した」のではないですか？
- また、「包括的な意味」とはどういうことですか？
- 8 . 平成26年度の契約書が「入院セット提供にかかる契約書」となり、平成25年度の「委託契約書」から改称され、平成26年度契約書文言が

ら「委託」という文言が削除されています。

平成26年度契約書第2条に「契約の目的」に、「乙（市立四日市病院）は、甲（ワタキューセイモア株式会社）が乙の施設内で乙の入院患者並びに家族又は入院保証人に対して実施する日用品セット及びおむつセットの提供サービスについて、入院患者の療養環境向上に資するとの観点から甲の業務のその一部を実施する」と明記しています。

この点でも民間事業者の業務の一部を市立四日市病院が担うと言う契約になります。

これは、委託者が民間事業者で、受託者が市立病院という関係になり、平成25年度委託契約と何ら変わらないどころか乙、仕様書において市立病院側の業務項目が増えているにもかかわらず、平成26年度契約書から「委託」という文言が消えたのはなぜか？

9. 平成26年度入院セット提供業務契約（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の締結について、平成26年3月末の時点で「新年度からの契約書は準備締結されたのですか？」と伺ったところ検討準備中で契約書が未存在であることを総務課に確認していました。

ところが、当該平成26年度契約の決裁文書を行政情報開示請求で求め確認したところ、

起案日：平成26年4月1日

決済日：平成26年4月1日

施行日：平成26年4月1日

とありました。

著しく迅速な行政執行スピードに驚きます。

CSサービスにかかる「提供業務」が行われる病院病棟の稼働は24時間であり、4月1日未明早朝から提供業務が実施されているものと考えられるが、当該契約に関する4月1日起案「平成26年度入院セット提供業務契約の締結について」「契約を締結してよろしいか伺います」に対する決済日・施行日が同日ということは、物理的に不可能で奇異な印象を持たざるを得ない。

3月31日で前契約が切れた状態を4月1日につなげるために取り繕ったのではありませんか？

ちなみに平成25年度契約は、

起案日：平成25年11月1日、

決裁：同年 11月7日

施行：同年 11月7日

実際の委託期間は翌年平成26年1月1日から3月31日までとなっていました。

当該平成26年度提供業務契約書に関する起案・決済・締結に至る時系列の正確な説明を求めます。

同様に、当該平成26年度契約にかかわる行政財産の使用許可に関しても「平成26年4月1日付で申請のあった行政財産の許可申請については下記の条件を付して許可します」との文書を同日4月1日付けで申請者に対して病院事業管理者名で発行していますが、これも同日申請を受けて、同日許可という迅速な決済だったということですか？

以上